

## 宇都宮市総合計画市民懇談会設置要領

## (設置)

第1条 宇都宮市総合計画の策定に当たり、市民から幅広く意見を聴くため、宇都宮市総合計画市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 懇談会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の役職員等
- (3) 公募により選考された者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から第5条第2項に規定する所掌事務が終了した日までとする。

4 市長は、懇談会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) やむを得ない理由により、委員が解嘱を申し出たとき
- (2) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認める場合

## (会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は会長の指名による。
- 4 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行に当たる。

(分科会)

第5条 懇談会には、3つの分科会を置く。

2 分科会の名称は、別表左欄のとおりとする。

3 分科会長及び副分科会長・各分科会委員は、会長の指名による。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 第4条の規定は分科会に準用する。この場合において、同条同項中「会長」とあるのは、「分科会長」と読み替える。

(関係人の出席)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、原則として公開する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年8月25日から適用する。

別表（第5条関係）

名称	所掌事務
第1分科会	<p>健康・福祉・安心</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健・医療サービスに関すること。</li> <li>(2) 都市の福祉基盤に関すること。</li> <li>(3) 高齢者・障害者・児童福祉に関すること。</li> <li>(4) 日常生活の安心・安全に関すること。</li> </ol> <p>都市経営・自治</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民主役のまちづくりの推進に関すること。</li> <li>(2) 行政経営基盤に関すること。</li> <li>(3) 市民の相互理解と共生に関すること。</li> </ol>
第2分科会	<p>生活環境</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境にやさしい社会の形成に関すること。</li> <li>(2) 水と緑の環境に関すること。</li> <li>(3) 上下水道に関すること。</li> <li>(4) 住環境に関すること。</li> </ol> <p>都市基盤</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市空間の形成に関すること。</li> <li>(2) 交通体系に関すること。</li> <li>(3) 情報化に関すること。</li> </ol>
第3分科会	<p>教育・学習・文化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習に関すること。</li> <li>(2) 学校教育に関すること。</li> <li>(3) 文化振興に関すること。</li> <li>(4) スポーツ振興に関すること。</li> <li>(5) 青少年育成に関すること。</li> </ol> <p>産業・経済</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域産業に関すること。</li> <li>(2) 商業・サービス業・工業に関すること。</li> <li>(3) 農林業に関すること。</li> <li>(4) 観光や交流創出に関すること。</li> </ol>